

# 告 示

この度、学生の本分に悖る行為があったため、学則第53条により、下記のとおり懲戒処分とする。

## 記

### 1 該 当 者

文学部日本文学科 3年 1名

### 2 懲戒処分内容

停学1ヵ月（2025年3月1日付）

当該科目の単位を無効（E評価）とする。

### 3 理由

再試験に持ち込んではいけないものを試験時間中に所持していたため。

以 上

2025年3月21日

法 政 大 学